

「県産石材利活用事業」の募集案内

栃木県では、県産石材（大谷石、芦野石、深岩石）の利活用を支援することにより石材産業の振興を図るため、中小企業者等が県産石材を利活用する工事を行う場合にその経費の一部を支援する事業を実施します。

補助制度の概要

対象者	栃木県内に事務所、事業所を有する中小企業者等	栃木県内に教育機関、福祉施設、医療機関を有する学校法人、社会福祉法人、医療法人等	栃木県内に本店若しくは主たる事務所等を有する中小企業者又は県内に本店を置く大企業
対象事業	栃木県内で、事務所、事業所（風俗営業及び遊戯業の用に供していないものに限る。）の新築、増改築又は模様替（外構工事を含む。）等を新たに実施するもの。	栃木県内で、教育機関、福祉施設、医療機関の新築、増改築又は模様替（外構工事を含む。）等を新たに実施するもの。	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県内で、事務所、事業所（風俗営業及び遊戯業の用に供していないものに限る。）の新築、増改築又は模様替（外構工事を含む。）等を新たに実施するもの。
各要件	・ 20 m ² 又は 2 m ² 以上の県産石材を使用すること。		・ 10 m ² 又は 1 m ² 以上の県産石材を使用すること。
共通要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産石材の一般への普及啓発効果があると認められること。 ・ 補助対象工事は交付決定があった年度内に完了すること。 ・ 県税を滞納していないこと。 		
対象経費	県産石材の利活用に係る材料費と工事に要する経費が助成の対象となります。		
補助率	1/2 以内		
補助金額	上限 100 万円、下限 10 万円		上限 50 万円、下限 10 万円

- 申請の受付は **平成 31 (2019) 年 5 月 7 日 (火) から** です。
- 申請受付時間は平日 8 時 30 分～17 時 00 分です。
 (注) 申請額の合計が予算額に達したときは、受付を終了します。
 (注) 申請書等の内容を審査の上、原則として受付順により決定します。
- 補助金交付要領及び申請書の様式は県工業振興課のホームページからダウンロードしてください。
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/sekizai.html> で
- 補助金交付要領及び Q & A を熟読の上、申請書を作成し、必ず下記申込先まで持参してください。
- 御質問・御相談につきましては、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

(申込先・問い合わせ先)

〒320-8501 宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号本庁舎 6 階南側

栃木県産業労働観光部 工業振興課 地域産業担当 担当 古川

TEL : 028-623-3198 (直通) FAX : 028-623-3945 E-mail : kougyou@pref.tochigi.lg.jp